

高集 435  
9月22日付  
埼玉西部環境  
保全組合

管理者	事務局長	次長・室長 主席主幹	所長・主幹	係長・主査	主任・係
○	○	○	○	○	○

去る9月22日付で「鳩山新ごみ焼却施設環境保全対策協議会（以下「当協議会」という。）が行った公開質問状に対して、埼玉西部環境保全組合（以下「組合」という。）から提出された回答は、あまりにも理屈にならず不誠実とも言うべき内容であるため、下記に掲げる意見と要望を付して、強く抗議いたします。

組合は、この抗議を真摯に受け止め、本件に関する謝罪と自ら招いた事態の收拾に早急に取組まれるよう要望します。併せて、再度、協議開催の申入れを行います。

#### 記

当協議会の公開質問状に対して、組合から9月29日付埼西環境高第408号文書により回答の提出がありました。

1. 回答によれば、令和3年度組合当初予算にあった地元対策費（2億円）を全額削減するとした補正予算（以下「地元対策費減額補正予算」という。）の決定に至る手続きにおいて、鳩山町の泉井地区並びに上熊井地区（以下「当地区」という。）との協議を行わなかつた理由として、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備

に係る地元対策費の交付に関する確認書（以下「確認書」という。）に基づき、地元対策事業の主体を鳩山町と認識したことを挙げています。

更には、地元対策費減額補正予算は、協定書の内容に及ぶものではなく、確認書に基づく組合と鳩山町との問題であるからとしています。

組合は、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の運営等に関する協定書（以下「協定書」という。）を本当に読んだのでしょうか。協定書を読んでいたならば、確認書に行く前に当地区との協議が必要であることに気付いたはずです。

でも、そうしなかった。判断の過程で組合の目的達成を最優先にし、都合の良い取り決め事項を使い、さらには論理を飛躍させたのではないか。まさに恣意的と言わざると得ない判断です。

組合には、当協議会及び当地区との協議を行わなかつたことの過ちを素直に認める覚悟がありますか。その上で、当協議会及び当地区に謝罪する気持ちがありますか。真摯にお答えください。

2. 当協議会は、地元対策費の交付の相手方が、鳩山町であつて、当地区ではないことについては、地方公共団体の予算執行の適正確保の観点から仕方ないものであると理解をしています。

しかし、組合が協定書第17条において、地元対策費を交付することを約束した相手方は、鳩山町と当地区であります。

協定書は、組合（甲）と鶴ヶ島市・毛呂山町・鳩山町・越生町の一市三町（乙）と当地区（丙）を当事者として締結されたものです。協定書に記載されたことは、甲・乙・丙の全ての当事者を拘束するものです。

すなわち、それぞれが遵守するべき義務と責任を負うものと解されます。

今回の地元対策費減額補正予算の決定について言えば、当地区的立場は、直接地元対策費の交付を受けるものではありませんが、組合（甲）が当該焼却施設の建設・運営について、当地区に様々な迷惑や負担をかけることに配慮して、地元対策費を適正な行政財務の執行手続きを踏んで交付していただけたと約束していたからこそ、焼却施設という迷惑施設の受け入れ

に同意したものであります。

今回の地元対策費減額補正予算の決定では、協定書第17条第1項の履行に疑義が生じたものであり、当然に協定書第24条が適用されるものと解すべきであったと考えます。協定書作成の趣旨及び目的に照らしても当然のことと考えます。

組合には、地元対策費減額補正予算の方針決定による判断の過ちを素直に認める覚悟がありますか。その上で、当協議会及び当地区に謝罪する気持ちがありますか。真摯にお答えください。

3. 組合は、令和3年度の地元対策費は、いつでも予算化できる状態であるので、支払いの条件を鳩山町が整えれば、管理者の専決処分によっても予算化すると回答があります。本当にそうできるのでしょうか。詭弁であれば、事は重大です。

管理者が専決処分を行える範囲は、管理者の専決処分に関する規程に該当する場合のみだと考えます。組合だからとしても、議会の権限を侵害するような処分はできないはずです。

改めて、管理者の専決処分の法令根拠等を当協議会に示し、専決処が行える状況であることを説明していただきたい。更には、予算化及び支払いの時期について、当協議会及び当地区に説明していただきたい。

4. 当地区に対するいかように收拾を図るかとの問い合わせについて、組合は公開質問状の回答を理解すれば解決するとしています。言っている意味が分かりませんが、単純に、令和3年度の地元対策費の支払いが完了すれば、それがすなわち地元との関係修復と考えているということなのでしょうか。

組合が引き起こした問題では、地元対策費削減補正予算も大きな問題であります。それ以上に重大な問題は、協定書に約束したことを組合自ら反故にしたことです。

組合が、当地区との收拾を終えるまでの間、当地区が協定書で約束した義務や責任を果たすことは保留にしなければならないことも想定しています。

つまり、組合は当面地元の協力は得られなくなる事態もありうるということです。

取扱には、今回の問題を引き起こした組合組織全般にわたる検証と改革が必要です。

検証に基づき組合改革にいかように取組むのか、そして、当協議会及び当地区との関係取扱を如何に図るのか、積極的に意志を示す必要があります。

5. 当協議会は、組合が公開質問状に対する回答で行った主張を改めるのであれば、協定書第24条に基づく協議を開催することを求めます。

ただし、もし協定書の趣旨を無視ないし軽視した形式的な解釈で、拒絶するものであれば、当協議会として二度目の協定書違反として本件をとらえることをあらかじめ通告します。

なお、誤解されているかもしれませんので、申し添えますが、当地区は地元対策費を当地区に交付せよというふうなことを、貴組合に求めているではありません。本件のような不測の事態が生じた場合に、協定書に基づく協議をするという約束の履行を求めていいるのです。三者間で締結された協定書を大切に扱いたいという気持ちから求めているのです。その点を正しくご理

解いただいた上で、改めて協定書第24条に基づく協議の場を持つつもりがあるのか否かについて、お答をお願いします。

上記の抗議及び要望について、文書により回答をお願いいたします。回答期限は、本内容証明郵便が到着した日から7日以内とさせていただきます。

回答書の送付先は、当協議会の会長宛にお願いします。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和3年10月4日

郵便番号 350-0303

埼玉県比企郡鳩山町熊井1116

鳩山新ごみ焼却施設

環境保全対策協議会

会長 小久保光男

郵便番号 350-2223



埼玉県鶴ヶ島市大字高倉593-4

埼玉西部環境保全組合

管理者 斎藤芳久様



この郵便物は令和3年10月4日  
第76322号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

